

最高裁昭和五七年（行ト）第三号、五七・八・一〇決定

決 定

抗告人            オリエンタルモーター株式会社

相手方            中央労働委員会

右補助参加人    日本労働組合総評議会全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタルモーター土浦分会

右抗告人は、東京高等裁判所昭和五五年（行ス）第一六号緊急命令申立却下決定に対する抗告につき、同裁判所が昭和五七年一月二〇日にした抗告認容の決定に対し、更に抗告の申立をしたので、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

（主文）

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

（理由）

民事事件について最高裁判所に特に抗告をすることが許されるのは、民訴法四一九条ノ二所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合にあたらないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和五七年八月一〇日

最高裁判所第二小法廷